平成２２年（フ）第６２７号
熊本市龍田陳内３丁目６番13―506号
破産者　山﨑　一郎
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６４号
大分市大字上戸次2669番地の１
破産者　釘宮　好文
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３号
大分県津久見市中央町８番23号
破産者　宗　　玲子
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０３号
大分市長浜町１丁目２番５号　リビングハイツ長浜Ａ712
破産者　井澤　　勲
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３号
北海道旭川市永山２条12丁目１番８号
破産者　佐々木　明
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５６号
北海道旭川市忠和３条７丁目１番６―507号
破産者　長山　　修
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５５号
盛岡市上太田四ツ家22番地
破産者　其田　君浩
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５６号
盛岡市上太田四ツ家22番地
破産者　其田　育子
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０２４号
横浜市都筑区荏田南３丁目１番７―203号
破産者　谷　　陽子
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８１号
横浜市鶴見区馬場４丁目29番17号　ハウスグリーンヒルズ101
破産者　向久保勝男
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８２号
横浜市鶴見区馬場４丁目29番17号　ハウスグリーンヒルズ101
破産者　向久保チヱ
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
相模原市中央区矢部３丁目６番３号
破産者　中里　久子
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６４号
相模原市緑区大島11番地３　ディアコートＤ102
破産者　深澤　瑠華（旧姓中澤）
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２号
新潟県村上市羽黒町５番８号
破産者　永田　礼義
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町小野264番地１
破産者　増田　吉生
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
愛知県岡崎市井田新町９番地11、開始決定時の住所愛知県豊橋市平川南町144番地４　102
破産者　下山　　勇
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０６号
愛知県北設楽郡設楽町田口字上原17番地３
破産者　安藤みわこ
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０７号
滋賀県栗東市下戸山1605番地　224
破産者　狩野　　智
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６９号
大津市際川４丁目14番11号
破産者　小倉　明美
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２７号
滋賀県守山市今市町132番地の12
破産者　山代　　博
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部